

人事委員会報

第82号

平成22年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 22 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	13
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	19
5 退職手当返納命令に対する意見の申出状況	22

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	23
第 1 表 平成 22 年度職員採用試験（定例試験）の概要	25
第 2 表 職員採用試験実施状況	27
第 3 表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 13 年度以降）	30
第 4 表 平成 22 年度職員採用選考考査実施状況	32
第 5 表 平成 22 年度採用・転任選考承認状況	33
第 6 表 平成 22 年度職員採用状況	34
第 7 表 平成 22 年度昇任選考実施状況	35
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	36
3 公平審査事務	49
4 公平委員会受託事務	52
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	52
6 職員団体等関係事務	53
7 勤務時間等関係事務	55
8 労働基準監督関係事務	58



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	63
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	石 附 成 二	平成18年 7 月13日	平成22年 7 月12日 委員長退任
委員長	高 橋 俊 一	平成22年 7 月13日	平成22年 7 月13日 委員長に就任
委員 (委員長代理)	細 谷 雄 三	平成13年 3 月 1 日	平成14年 7 月15日 委員長代理に指定
委員	佐 藤 裕 一	平成13年 7 月11日	

2 会議の開催状況

平成22年度の人事委員会会議は第1374回から第1405回まで32回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総 括

年 月 区 分	平成 22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成 23年 1月	2月	3月	計	
	開催回数	2	2	2	2	2	3	3	4	2	3	3		4
議 事 事 項 数	議案	8	3	11	4	4	1	1	28	7	1	4	18	90
	協議						1	1					1	3
	報告	2	2		3	2	3	3	2	1				18
	審理	14	7	10	4	5	8	3	12	6	13	11	9	102
	その他	1	2	3	3	2	8	4	2		1		3	29
計	25	14	24	14	13	21	12	44	14	15	15	31	242	

(2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	5					5
	その他	1		2			3
	小計	6		2			8
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	2					2
	不服申立て	7			102		109
	休暇の承認	4					4
	条例意見	3					3
	規則等の制定改廃	7					7
	その他	3		5		2	10
	小計	26		5	102	2	135
任用関係	採用	8		1		14	23
	昇任			3			3
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他						
	小計	9		4		14	27
給与関係	報告・勧告	1	3	3		3	10
	条例意見	10					10
	規則等の制定改廃	36					36
	その他	2		4		10	16
	小計	49	3	7		13	72
合計		90	3	18	102	29	242

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1374	22. 4. 13 (火)	<p>(議 案)</p> <p>1 第61回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について</p> <p>2 第61回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第68回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施について</p> <p>3 第78回警察官A採用試験及び第79回警察官B採用試験の実施について</p> <p>4 人事委員会規則7-15(勤勉手当)の一部改正について</p> <p>5 人事委員会規則7-33(初任給, 昇格, 昇給等の基準)の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成16年(不)第4号事案について(第34回審理)</p> <p>② 平成16年(不)第5号事案について(第21回審理)</p> <p>③ 平成18年(不)第3号事案について(第7回審理)</p> <p>④ 平成20年(不)第1号事案について(第14回審理)</p> <p>⑤ 平成21年(不)第2号事案について(第10回審理)</p> <p>⑥ 平成20年(不)第2号事案について(第27回審理)</p> <p>⑦ 平成20年(不)第3号事案について(第17回審理)</p> <p>⑧ 平成21年(不)第1号事案について(第12回審理)</p> <p>⑨ 平成21年(不)第3号事案について(第6回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成21年度職員採用試験の実施結果について</p> <p>② 平成22年職種別民間給与実態調査について</p>
1375	22. 4. 28 (水)	<p>(議 案)</p> <p>6 不利益処分に関する不服申立てについて(裁決)</p> <p>7 不利益処分に関する不服申立てについて(裁決)</p> <p>8 勤務条件に関する措置の要求について(受理)</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成16年(不)第4号事案について(第35回審理)</p> <p>② 平成20年(不)第2号事案について(第28回審理)</p> <p>③ 平成20年(不)第3号事案について(第18回審理)</p> <p>④ 平成21年(不)第1号事案について(第13回審理)</p> <p>⑤ 平成21年(不)第3号事案について(第6回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成22年度第1回県業務・採用試験説明会の開催について</p>
1376	22. 5. 11 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成22年(措)第1号事案について(第1回審理)</p> <p>② 平成16年(不)第4号事案について(第36回審理)</p> <p>③ 平成16年(不)第5号事案について(第22回審理)</p> <p>④ 平成20年(不)第2号事案について(第29回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
1377	22. 5. 26 (水)	<p>(議 案)</p> <p>9 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>10 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>11 勤務条件に関する措置の要求について (判定)</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 4 号事案について (第 37 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 2 号事案について (第 30 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 14 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 21 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 21 年度における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>
1378	22. 6. 15 (火)	<p>(議 案)</p> <p>12 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>13 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>14 職員の勤務時間, 休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>15 人事委員会規則 11-2-7 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 4 号事案について (第 38 回審理)</p> <p>② 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 23 回審理)</p> <p>③ 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>④ 平成 20 年 (不) 第 2 号事案について (第 31 回審理)</p> <p>⑤ 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 19 回審理)</p> <p>⑥ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 15 回審理)</p> <p>⑦ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の申込状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1379	22. 6. 29 (火)	<p>(議 案)</p> <p>16 人事委員会規則 7-15 (勤勉手当) の一部改正等について</p> <p>17 人事委員会規則 8-5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>18 人事委員会規則 8-6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>19 人事委員会規則 8-7 (職員の育児休業等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>20 人事委員会事務局処務規程の一部改正について</p> <p>21 不利益処分に関する不服申立てについて (裁決)</p> <p>22 職務に専念する義務の免除について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 9 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 2 号事案について (第 32 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施状況について</p> <p>② 平成 22 年度警察官 A 採用試験の申込状況について</p>
1380	22. 7. 6 (火)	<p>(議 案)</p> <p>23 第 23 号議案 不利益処分に関する不服申立てについて (裁決)</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 24 回審理)</p>
1381	22. 7. 13 (火)	<p>(議 案)</p> <p>24 人事委員会委員長の選挙について</p> <p>25 職務に専念する義務の免除について</p> <p>26 不利益処分に関する申立てについて (受理)</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 10 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 20 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 16 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査 (一般試験考査) の実施結果について</p> <p>② 宮城県警察官昇任資格考査 (専門試験考査) の実施結果について</p> <p>③ 第 81 号 (平成 21 年度) 人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 東北公務関連労働組合連絡会からの要請について</p> <p>② 平成 22 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の第 1 次合格者について</p> <p>③ 平成 22 年度警察官 A 採用試験の実施状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1382	22. 8. 19 (木)	<p>(議 案)</p> <p>27 宮城県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について</p> <p>28 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>29 人事委員会規則 11-2-7（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年（不）第 5 号事案について（第 25 回審理）</p> <p>② 平成 18 年（不）第 3 号事案について（第 11 回審理）</p> <p>③ 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 17 回審理）</p> <p>④ 平成 22 年（不）第 1 号事案について（第 1 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年人事院勧告の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1383	22. 8. 26 (木)	<p>(議 案)</p> <p>28 不利益処分に関する不服申立てについて（前回からの継続審議案件）</p> <p>30 宮城県警察官（警察官 A）採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 18 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年職員給与実態調査結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査（後期日程）の概要について</p>
1384	22. 9. 7 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年（不）第 5 号事案について（第 26 回審理）</p> <p>② 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 20 回審理）</p> <p>③ 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 9 回審理）</p> <p>④ 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 2 回審理）</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年度職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について</p> <p>② 平成 22 年度警察官 B 採用試験の申込状況について</p>
1385	22. 9. 21 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 21 回審理）</p> <p>② 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 21 回審理）</p> <p>③ 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 10 回審理）</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 平成 22 年公民給与較差について</p> <p>③ 平成 22 年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)の概要について</p> <p>② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p> <p>③ 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>
1386	22. 9. 29(水)	<p>(議 案)</p> <p>31 平成 22 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年(不)第 5 号事案について(第 27 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 22 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施状況について</p> <p>② 平成 22 年度警察官 B 採用試験の実施状況について</p> <p>③ 2010 年宮城県春闘共闘会議からの要請について</p>
1387	22. 10. 7 (木)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 20 年(不)第 3 号事案について(第 22 回審理)</p> <p>② 平成 21 年(不)第 1 号事案について(第 22 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 22 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の第 1 次合格者について</p> <p>② 平成 22 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について</p> <p>③ 宮城高校教育ネットワークユニオンからの要請について</p>
1388	22. 10. 13 (水)	<p>(議 案)</p> <p>32 平成 22 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 22 年度上半期における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 22 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 22 年全国人事委員会給与勧告の状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1389	22.10.20 (水)	(審 理) ① 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 23 回審理)
1390	22.11. 9 (火)	(審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 28 回審理) ② 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 12 回審理) ③ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 25 回審理) ④ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 11 回審理) ⑤ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 3 回審理) (報 告) ① 人事委員会勧告等の取扱い及び職員団体との交渉結果について (その他) ① 平成 22 年全国人事委員会給与勧告の状況について
1391	22.11.17 (水)	(議 案) 33 宮城県職員 (短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度) 採用候補者名簿の確定について 34 宮城県警察官 (警察官 B) 採用候補者名簿の確定について 35 職員団体の登録取消しに係る聴聞の実施について (審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 29 回審理) ② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 26 回審理) ③ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 4 回審理) (その他) ① 平居事案に関連した訴訟の提起について
1392	22.11.25 (木)	(議 案) 36 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 37 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 38 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 39 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 40 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 41 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与, 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 42 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 43 人事委員会規則 11-3 (職員団体の登録に関する条例施行規則) の一部を改正する規則について

回数	開催年月日	議 事
1393	22. 11. 30 (火)	<p>(議 案)</p> <p>44 人事委員会事務局処務規程（昭和 50 年宮城県人事委員会訓令第 1 号）の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則 7-0（給料等の支給）の一部改正等について</p> <p>46 人事委員会規則 7-14（期末手当）の一部改正について</p> <p>47 人事委員会規則 7-15（勤勉手当）の一部改正について</p> <p>48 人事委員会規則 7-16（給料の調整額）の一部改正について</p> <p>49 人事委員会規則 7-16-28（人事委員会規則 7-16（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部改正について</p> <p>50 人事委員会規則 7-18（管理職手当）の一部改正について</p> <p>51 人事委員会規則 7-18-36（人事委員会規則 7-18（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部改正について</p> <p>52 人事委員会規則 7-39（へき地手当等）の一部改正について</p> <p>53 人事委員会規則 7-39-25（人事委員会規則 7-39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部改正について</p> <p>54 人事委員会規則 7-40（定時制通信教育手当）の一部改正について</p> <p>55 人事委員会規則 7-53（地域手当）の一部改正について</p> <p>56 人事委員会規則 7-62（特地勤務手当等）の一部改正等について</p> <p>57 人事委員会規則 7-62-29（人事委員会規則 7-62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部改正について</p> <p>58 人事委員会規則 7-122（短時間勤務職員等の給料月額端数計算）の一部改正について</p> <p>59 人事委員会規則 7-134（給料の切替えに伴う経過措置）の一部改正等について</p> <p>60 人事委員会規則 7-33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について（審 理）</p> <p>① 平成 20 年（不）第 3 号事案について（第 23 回審理）</p> <p>② 平成 21 年（不）第 1 号事案について（第 27 回審理）</p> <p>③ 平成 21 年（不）第 3 号事案について（第 12 回審理）</p> <p>④ 平成 22 年（不）第 1 号事案について（第 5 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査（選考考査）の実施結果について</p>
1394	22. 12. 15 (水)	<p>(議 案)</p> <p>61 退職手当返納命令に対する意見について</p> <p>62 人事委員会規則 7-16（給料の調整額）の一部改正について</p> <p>63 人事委員会規則 7-78（義務教育等教員特別手当）の一部改正について</p> <p>64 週休日の振替等の承認について</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>(審 理)</p> <p>① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 13 回審理)</p> <p>② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 28 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 13 回審理)</p> <p>④ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 6 回審理)</p>
1395	22. 12. 22 (水)	<p>(議 案)</p> <p>65 人事委員会規則 7-18 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>66 人事委員会規則 7-18-36 (人事委員会規則 7-18 (管理職手当) の一部を改正する規則) の一部改正について</p> <p>67 人事委員会規則 12-0 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 29 回審理)</p> <p>② 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 国家賠償請求控訴事件に係る最高裁判所決定について</p>
1396	23. 1. 7 (金)	<p>(議 案)</p> <p>68 職員団体の登録取消しについて</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 30 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 24 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 14 回審理)</p> <p>④ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 8 回審理)</p>
1397	23. 1. 18 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 14 回審理)</p> <p>② 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 26 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 30 回審理)</p> <p>④ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 15 回審理)</p> <p>⑤ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 9 回審理)</p>
1398	23. 1. 26 (水)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 31 回審理)</p> <p>② 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 15 回審理)</p> <p>③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 17 回審理)</p> <p>④ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 10 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 18 年 (不) 第 2 号事案に係る懲戒処分取消請求事件の判決について</p>

回数	開催年月日	議 事
1399	23. 2. 1 (火)	(議 案) 69 平成 23 年度宮城県職員採用試験の実施について (審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 32 回審理) ② 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 16 回審理) ③ 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 26 回審理) ④ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 18 回審理) ⑤ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 11 回審理)
1400	23. 2. 7 (月)	(審 理) ① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 17 回審理) ② 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 19 回審理)
1401	23. 2. 14 (月)	(議 案) 70 知事等及び職員の給与の特例に関する条例案に対する意見について 71 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 72 不利益処分に関する不服申立ての受理について (審 理) ① 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 19 回審理) ② 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 31 回審理) ③ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 20 回審理) ④ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 12 回審理)
1402	23. 3. 8 (火)	(審 理) ① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 33 回審理) ② 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 22 回審理) ③ 平成 20 年 (不) 第 3 号事案について (第 27 回審理) ④ 平成 21 年 (不) 第 1 号事案について (第 32 回審理) ⑤ 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 21 回審理) ⑥ 平成 22 年 (不) 第 1 号事案について (第 13 回審理) (その他) ① 宮城県官公労働組合連絡協議会ほか 2 団体からの要請について
1403	23. 3. 18 (金)	(議 案) 73 情報セキュリティに関する規程の制定について 74 職員安全衛生管理規程の廃止について 75 職員安全衛生管理規程の制定について (審 理) ① 平成 21 年 (不) 第 3 号事案について (第 22 回審理) (その他) ① 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について ② 平成 23 年職種別民間給与実態調査について

回数	開催年月日	議 事
1404	23. 3. 23 (水)	<p>(議 案)</p> <p>76 人事委員会規則 12-1 (公益的法人等への職員の派遣等に関する規則) の一部改正について</p> <p>77 人事委員会規則 7-1 (寒冷地手当) の一部改正について</p> <p>78 人事委員会規則 7-2 (特殊勤務手当) の一部改正等について</p> <p>79 人事委員会規則 7-14 (期末手当) の一部改正等について</p> <p>80 人事委員会規則 7-31 (給料表の適用範囲) の一部改正について</p> <p>81 人事委員会規則 7-36 (産業教育手当) の一部改正について</p> <p>82 人事委員会規則 7-39 (へき地手当等) の一部改正等について</p> <p>83 人事委員会規則 7-65 (教職調整額の支給方法等) の一部改正について</p> <p>84 人事委員会規則 7-70 (休日勤務手当) の一部改正について</p> <p>85 人事委員会規則 7-113 (時間外勤務手当) の一部改正等について</p> <p>86 人事委員会規則 7-137 (新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成 21 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整) の廃止について</p> <p>87 地方公務員法に定める人事委員会の権限の一部の委任の一部改正について</p> <p>88 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 23 年職種別民間給与実態調査について</p>
1405	23. 3. 30 (水)	<p>(議 案)</p> <p>89 平成 23 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>90 週休日の振替等の承認について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 16 年 (不) 第 5 号事案について (第 34 回審理)</p> <p>② 平成 18 年 (不) 第 3 号事案について (第 21 回審理)</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 22 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総 務 班）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
人事委員会事務局処務規程	22. 6. 29	22. 6. 29	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う専決に関する規定の一部改正	22. 6. 30
	22. 11. 30	22. 11. 30	職員の給与に関する条例の改正に伴う給与から法定外控除を行う際の根拠となる規定の追加	22. 12. 1
情報セキュリティに関する規程	23. 3. 18	23. 5. 31	情報セキュリティ対策組織の全庁統合に伴う知事、各委員会等連名による規程の制定	23. 6. 1
職員安全衛生管理規程	23. 3. 18	23. 3. 31	病院局が地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行することに伴う現行規程の廃止	23. 4. 1
職員安全衛生管理規程	23. 3. 18	23. 3. 31	病院局が地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行することに伴う知事、各委員会等連名による新規規程の制定	23. 4. 1

（審 査 班）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	22. 5. 26	22. 5. 28	週休日の振替等によって時間外勤務手当が支給される場合における時間外勤務代休時間の時間数について規定	22. 6. 1
	22. 6. 29	22. 6. 29	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び育児介護休業法の改正に伴う職員の勤務時間等についての規定の一部改正	22. 6. 30
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-6)	22. 5. 26	22. 5. 28	週休日の振替等によって時間外勤務手当が支給される場合における時間外勤務代休時間の時間数について規定	22. 6. 1
	22. 6. 29	22. 6. 29	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び育児介護休業法の改正に伴う学校職員の勤務時間等についての規定の一部改正	22. 6. 30

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公平委員会の 事務委託地方 公共団体の管 理職員等の範 囲を定める規 則(11-2-7)	22. 6. 15	22. 6. 18	受託団体の組織改編等に伴う別表第一の一部改正	22. 6. 18
	22. 8. 19	22. 8. 24	受託団体の組織改編等に伴う別表第一の一部改正	22. 8. 24
職員団体の登 録に関する条 例 施行 規則 (11-3)	22. 11. 25	22. 12. 3	登録の取消しの通知の特例について規定することに伴う一部改正	22. 12. 3

(任 用 班)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等 への職員の派 遣等に関する 規則 (12-1)	23. 3. 23	23. 3. 31	別表第1 (第2条関係) 職員を派遣している団体の名称を変更するとともに、職員を派遣することができる団体を新たに1団体追加し、派遣期間が終了した2団体を削除	23. 4. 1

(給 与 班)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 (7-0)	22. 11. 30	22. 11. 30	第9条 給与期間の中途において55歳に達した特定職員となった場合等の減ずる額の計算(日割計算)に関する規定の追加 第10条 規定の整理	22. 12. 1
寒冷地手当 (7-1)	23. 3. 23	23. 3. 31	第3条 規定の整理	23. 3. 31
特殊勤務手当 (7-2)	23. 3. 23	23. 3. 31	第14条〔死体処理手当〕 規則で定める職員(総括検視官)を規定 第42条 短時間勤務職員に係る月額特勤の日割計算の基礎となる日数等の規定を追加	23. 4. 1
期末手当 (7-14)	22. 11. 30	22. 11. 30	第9条 55歳に達した特定職員に係る期末手当基礎額の端数計算に関する規定の追加	22. 12. 1
	23. 3. 23	23. 3. 31	第5条 休職期間の一部を在職期間から除算する規定の追加	23. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
勤勉手当 (7-15)	22. 4. 13	22. 4. 16	第5条 時間外勤務代休時間制度の創設に伴い、 勤務期間から除算する病気休暇の期間の整理	22. 4. 16
	22. 6. 29	22. 6. 29	第5条 勤務期間の除算対象から、人事委員会が 定める公共的機関の業務に従事していた期間を除外 する改正	22. 6. 1
	22. 11. 30	22. 11. 30	第6条 給与条例の改正(支給割合の改正)による 成績率の上限の改正 第8条 55歳に達した特定職員に係る勤勉手当基 礎額の端数計算の規定の追加 第6条 給与条例の改正(支給割合の改正)による 成績率の上限の改正	22. 12. 1 23. 4. 1
給料の調整額 (7-16)	22. 11. 30	22. 11. 30	別表第2 給料表の改定に伴う調整基本額の改正	22. 12. 1
	22. 12. 15	22. 12. 28	別表第1(適用区分表) 特別支援学校等に勤務 する職員の調整数の改正 特別支援教育に直接従事 調整数 1.5→1.25	23. 1. 1
人事委員会規 則7-16(給料 の調整額)の 一部を改正す る規則 (7-16-28)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第3項 給与構造改革の導入に伴う給料の経 過措置額の算定基礎となる額が引き下げられること に伴う経過措置基準額の引下げ改正	22. 12. 1
管理職手当 (7-18)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第2項 55歳に達した特定職員に係る減額 規定の追加	22. 12. 1
	22. 12. 22	22. 12. 28	附則第2項 職務の級の最低の号俸の職員であつ ても55歳に達した特定職員に係る減額措置の対象と する改正	22. 12. 28
人事委員会規 則7-18(管理 職手当)の一 部を改正する 規則 (7-18-36)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第2項 55歳に達した特定職員に係る経過措 置額の減額規定の追加 附則第3項 給与構造改革の導入に伴う給料の経 過措置額の算定基礎となる額が引き下げられること に伴う経過措置基準額の引下げ改正	22. 12. 1
	22. 12. 22	22. 12. 28	附則第2項 職務の級の最低の号俸の職員であつ ても55歳に達した特定職員に係る経過措置額の減額 措置の対象とする改正	22. 12. 28

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料表の適用 範囲 (7-31)	23. 3. 23	23. 3. 31	第4条 規定の整理	23. 3. 31
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7-33)	22. 4. 13	22. 4. 16	別表第3(学歴免許等資格区分表) 国立看護大 学校の独立行政法人化に伴う改正 別表第6(初任給基準表) 保健師助産師看護師 法の改正に伴う規定の整理	22. 4. 16
	22. 11. 30	22. 11. 30	別表第7(昇格時号俸対応表) 医療職給料表(三) の昇格時号俸対応の改正	22. 12. 1
産業教育手当 (7-36)	23. 3. 23	23. 3. 31	第4条 端数処理規定の整理	23. 4. 1
へき地手当等 (7-39)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第3項 55歳に達した特定職員に係るへき地 手当の減額規定の追加 附則第4項 55歳に達した特定職員に係るへき地 手当と地域手当との調整規定の追加 附則第5項 55歳に達した特定職員に係るへき地 手当に準ずる手当の減額規定の追加 附則第6項 55歳に達した特定職員のへき地手当 及びへき地手当に準ずる手当の減額に係る端数処理 の規定の追加	22. 12. 1
	23. 3. 23	23. 3. 31	別表 学校の統廃合に伴う改正	23. 4. 1
人事委員会規 則7-39(へき 地手当等)の 一部を改正す る規則 (7-39-25)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第5項 へき地等学校の級地指定見直し(平 成22年4月1日施行)に係る経過措置額については, 55歳に達した特定職員に係る給与の減額措置を適用 しない規定の追加	22. 12. 1
定時制通信教 育手当 (7-40)	22. 11. 30	22. 11. 30	第2条 規定の整理 附則第1項 見出し等の追加 附則第2項 55歳に達した特定職員に係る定時制 通信教育手当の減額規定の追加	22. 12. 1
地域手当 (7-53)	22. 11. 30	22. 11. 30	第14条 55歳に達した特定職員に係る地域手当 の減額措置に係る端数計算の規定の追加	22. 12. 1
特地勤務手当 等(7-62)	22. 11. 30	22. 11. 30	第2条, 第4条 給料表の改定及び給与構造改革 の導入に伴う給料の経過措置額の算定基礎となる額	22. 12. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
			<p>が引き下げられることに伴い、平成22年4月1日から平成22年11月30日までの間に特地公署に勤務することとなった職員等について、特地勤務手当等算出基礎額は、改正後の給料の経過措置額とすること等の規定の追加</p> <p>また、育児短時間勤務職員等に係る手当基礎額の読替について、今回の改正に伴う読替規定の整理</p> <p>第6条 55歳に達した特定職員に係る特地勤務手当の減額規定の追加</p> <p>第6条の2 55歳に達した特定職員に係る特地勤務手当と地域手当との調整規定の追加</p> <p>第6条の3 異動日に55歳に達した特定職員であったものに係る特地勤務手当に準ずる手当の減額規定の追加</p> <p>第7条から第9条 規定の整理</p>	
人事委員会規則7-62(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(7-62-29)	22. 11. 30	22. 11. 30	附則第10項 特地公署等の級地指定見直し(平成22年4月1日施行)に係る経過措置額については、55歳に達した特定職員に係る給与の減額措置を適用しない規定の追加	22. 12. 1
教職調整額の支給方法等(7-65)	23. 3. 23	23. 3. 31	第2条 端数処理規定の整理	23. 4. 1
休日勤務手当(7-70)	23. 3. 23	23. 3. 31	第2条 規定の整理	22. 4. 1
義務教育等教員特別手当(7-78)	22. 12. 15	22. 12. 28	別表第1, 別表第2 手当の月額の上限を定める給与条例の一部改正に伴う手当額の改定	23. 1. 1
時間外勤務手当(7-113)	23. 3. 23	23. 3. 31	第3条 月60時間を超える時間外勤務の積算の基礎から除かれる勤務を定める規定の削除 第4条, 第5条 規定の整理	23. 4. 1
短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算	22. 11. 30	22. 11. 30	規則名の改正 第1条 規定の整理 第2条 育児短時間勤務職員等に係る55歳に達し	22. 12. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
(7-122)			た特定職員の減額措置に関する端数計算の規定の追加	
給料の切替えに伴う経過措置 (7-134)	22. 11. 30	22. 11. 30	第2条, 第3条 規定の整理 第4条 権衡職員として給料の経過措置の適用を受ける職員に係る55歳に達した特定職員の減額規定の追加等 第5条 人事交流等職員として給料の経過措置の適用を受ける職員に係る55歳に達した特定職員の減額規定の追加等 第6条 給料の経過措置の端数計算の規定の追加 第7条 規定の整理	22. 12. 1
新たに職員の給与に関する条例の適用を受けるとなった職員の平成21年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整 (7-137)	23. 3. 23	23. 3. 31	関係事務の終了による規則の廃止	23. 4. 1
職員の育児休業等に関する規則 (8-7)	22. 6. 29	22. 6. 29	第2条 育児休業条例の改正に伴う削除 第3条 勤務期間の除算対象から, 人事委員会が定める公共的機関の業務に従事していた期間を除外する改正 第4条, 第5条 規定の整理	22. 6. 30
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 (12-0)	22. 12. 22	22. 12. 28	第4条 外国派遣条例の改正により, 派遣職員の派遣期間中の給与の支給割合が百分の百以内とされたことに伴う改正	23. 1. 1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成22年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
22. 6. 16	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正の趣旨を踏まえたものであるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴うものであり、適当と認めます。	22. 6. 29 公布 22. 6. 30 施行
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の一部改正により、時間外勤務代休時間制度が設けられたことを踏まえ所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	22. 7. 7 公布 22. 7. 7 施行
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴うものであるとともに、育児及び介護を行う職員の福祉の増進を図るため、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	22. 6. 29 公布 22. 6. 30 施行
22. 11. 25	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員の給与について、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）の規定に基づき、国家公務員の給与の取扱いを基準として所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	22. 12. 24 公布 23. 1. 1 施行

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、年間給与の調整の取扱いについて異なるところはあるが、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」にそったものであり、適当と認めます。	22.11.30 公布 22.11.30 施行 22.12. 1 施行 23. 4. 1 施行
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、年間給与の調整の取扱いについて異なるところはあるが、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」にそったものであり、適当と認めます。	22.11.30 公布 22.12. 1 施行 23. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、年間給与の調整の取扱いについて異なるところはあるが、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」にそったものであり、また、給与からの控除について規定の整備を行うものであり、適当と認めます。	22.11.30 公布 22.12. 1 施行 23. 1. 1 施行 23. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」にそったものであり、適当と認めます。	22.11.30 公布 22.12. 1 施行
	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	この条例案中第3条及び第4条は、教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	22.11.30 公布 22.12. 1 施行 23. 4. 1 施行
	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、給与の削減が引き続き行われることについては残念ではありますが、一般職の職員に係る給料の削減率を改正し、職員給与の削減額を低減すること等を内容とするものであり、異議ありません。	22.11.30 公布 22.12. 1 施行

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
23. 2. 15	知事等及び職員の給与の特例 に関する条例	この条例案中第2条及び第3条は、教育委員会教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の一部を減額して支給しようとするものであります。 今回の措置は、本県の厳しい財政事情を考慮した上で、その対象を限定して特例的に実施しようとするものであり、やむを得ないと考えますが、本委員会としては、職員の給与が早期に本来の状態に復するよう望むものであります。	23. 3. 22 公布 23. 4. 1 施行
	職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例	この条例案は、短時間勤務職員に係る月額手当の日割計算について、他の職員との均衡を考慮し所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	23. 3. 22 公布 23. 4. 1 施行

また、平成22年度中に、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に先立って、知事から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
23. 3. 23	職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例	この条例案は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に伴い、特殊勤務手当の支給対象となる作業に臨時に従事した職員に、当該手当を支給しようとするものであり、適当と認めます。	23. 3. 31 公布 23. 3. 31 施行 23. 3. 11 適用

5 退職手当返納命令に対する意見の申出状況

職員の退職手当に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

これに基づき、平成 22 年度中に意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見提出 年 月 日	処 分 案			意見の申出内容
	退職手当 管理機関	処分案	返納命令処分の理由	
22.12.16	教育委員会	全部返納 (139,526 円)	在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたため(職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項第 3 号)	この処分案は、職員の退職手当に関する条例の趣旨にそったものであり、適当と認めます。

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成22年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成22年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

大学卒業程度試験については、平成20年度から全職種で受験できる年齢を35歳に引き上げており、また、民間企業の採用動向が厳しい中で、採用予定数が増加傾向にあることもあり、受験者数は3年連続の増加となった。短期大学卒業程度試験についても、試験の実施職種が増えた(6職種から7職種)ことなどから、前年度に引き続き受験者数が増加した。高等学校卒業程度試験については、少子化・進学率の向上などの要因から受験対象者の減少傾向が続いているが、大学卒業程度試験と同様に採用予定数が増加傾向にあることなどから、受験者数が3年連続の増加となった。

警察官採用試験については、平成21年度から受験できる年齢を33歳に引き上げており、また、昨年度は採用予定数も増えた(警察官全体で160人程度から185人程度)ことなどから、前年度に引き続き受験者数が増加した。

なお、上記5区分の定例試験においては、電子申請による申込みサービスを実施している。(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から開始している。)

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政及び少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木ほか11職種、計14職種であり、申込者数1,691人、受験者数1,240人となり、前年度に比べて申込者数では16.9%上回り、受験者数は20.5%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.1%、最終合格者の全員が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築ほか4職種、計7職種で、申込者数が691人、受験者数が547人となり、前年度に比べて申込者数では4.1%、受験者数では8.7%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、

それぞれ 83.5%, 92.1%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務1職種、技術系が総合土木ほか2職種、計4職種であり、申込者数は516人、受験者数は450人となり、前年度に比べて申込者数では8.6%、受験者数では10.6%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ3.6%、5.6%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官A(男性/一般)[大学卒業者の男子]、警察官A(男性/武道指導)[大学卒業者の男子で柔道又は剣道の段位取得者]、警察官A(女性)[大学卒業者の女子]、警察官B(男性)[警察官A以外の男子]及び、警察官B(女性)[警察官A以外の女子]の5職種であり、申込者数は2,411人、受験者数は2,036人となり、前年度に比べてそれぞれ4.7%、6.0%上回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第2に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験(選考考査)を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成22年度の選考考査の実施状況は第4表のとおりで、獣医師ほか15職種、受考者189人に対し28人の適格者を決定した。

また、規則第30条による採用(転任を含む。)選考承認状況は、第5表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成22年度の職員の採用者数は第6表のとおり411人であり、このうち320人(77.9%)が競争試験による採用であり、91人(22.1%)が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている(規則第28条第2項)。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成22年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数71人のうち、一般職員等が43人(60.6%)、警察官が28人(39.4%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 平成22年度職員採用試験（定例試験）の概要

試験の種類	項目	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
					試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 少年警察補導員 総合土木 建築 農業 水産 林業 畜産 園芸 農芸化学 心理 保健師 管理栄養士 薬剤師	65人程度 5人程度 15人程度 10人程度 10人程度 1人程度 5人程度 1人程度 10人程度 10人程度 5人程度 3人程度 2人程度 10人程度	「保健師以外の職種」 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和50年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 〔21歳～35歳〕 昭和元年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1)大学を卒業した者及び平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2)人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	5月14日（金）～ 6月4日（金）	第一次	6月27日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月8日（木）	
							専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。）			
					第二次	7月23日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」、「少年警察指導員」、「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」に限る。）	仙台市	8月20日（金）
								専門試験	短答式 時間 120分（「行政」、「少年警察指導員」、「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。）		
適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査										
第三次	7月26日（月）～ 8月4日（水）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市						
			身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査							
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
短期大学卒業程度	学校事務 警察事務 建築 機械 電気 学校栄養士 保育士	20人程度 10人程度 1人程度 2人程度 5人程度 1人程度 2人程度	「保育士以外の職種」 昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 〔20歳～24歳〕 「保育士」 昭和56年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 〔20歳～29歳〕	8月13日（金）～ 9月3日（金）	第一次	9月26日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月7日（木）	
							専門試験	択一式 40題 時間 120分（「学校事務」、「警察事務」、「建築」及び「電気」に限る。） 短答式 10題 時間 120分（「機械」に限る。）			
					第二次	10月25日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月19日（金）
								適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
第三次	11月1日（月）～ 11月4日（木）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市						
			身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査							
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
高等学校卒業程度	事務 （一般事務 （学校事務 （警察事務 総合土木 水産 林業	50人程度 25人程度 20人程度 5人程度 5人程度 1人程度 2人程度	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 〔18歳～21歳〕	8月13日（金）～ 9月3日（金）	第一次	9月26日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月7日（木）	
							専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」及び「林業」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」に限る。）			
					第二次	10月25日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月19日（金）
								適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
第三次	10月27日（水）～ 10月29日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市						
			身体検査	健康診断書に基づく職務を行うのに必要な健康度についての審査							
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							

試験の種類	試験の職種及び採用予定人員		受験資格	申込受付期間	試験				合格発表				
					試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地					
警 察 官 A	警察官A（男性/一般）	100人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月21日（金）～ 6月18日（金）	第一次	7月11日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	7月21日（火）			
	警察官A（男性/武道指導）	5人程度					論文試験	時間 80分（第2次試験として評価）					
	警察官A（女性）	10人程度					実技試験	武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官A（男性/武道指導）に限る。）					
	※大学卒業者及び平成23年3月大学卒業見込みの者並びにこれらに準ずる者						第二次	8月5日（木）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	8月27日（金）
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査						
				8月6日（金）～ 8月12日（木）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）						
							体力検査	職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて26人の採用が別に予定されている。				資 格 調 査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
警 察 官 B	警察官B（男性）	60人程度	昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有する者を除く。〔18歳～33歳〕	7月30日（金）～ 8月27日（金）	第一次	9月19日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月30日（木）			
	警察官B（女性）	10人程度					作文試験	時間 60分（第2次試験として評価）					
	（「警察官A」以外の者）										第二次	10月12日（火）	その1
									身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
				10月13日（水）～ 10月19日（火）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）						
							体力検査	職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて19人の採用が別に予定されている。				資 格 調 査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査							
(注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成23年4月1日現在の満年齢である。													
2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成23年4月30日までに取得見込みの者に限る。													
3 「管理栄養士」にあつては、管理栄養士の資格取得者又は平成23年6月30日までに取得見込みの者に限る。													
4 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成23年4月30日までに取得見込みの者に限る。													
5 短期大学卒業程度試験の「学校栄養士」にあつては、栄養士の資格取得者又は平成23年3月31日までに取得見込みの者に限る。													
6 「保育士」にあつては、保育士の資格取得者又は平成23年3月31日までに取得見込みの者に限る。													
7 「警察官A（男性/武道指導）」にあつては、柔道3段（卒業見込みの場合2段）以上あるいは剣道4段（卒業見込みの場合3段）以上に限る。													

第2表 職員採用試験実施状況

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
大 学 卒 業 程 度	事 行 政	21	1,041 人	728 人	69.9 %	169 人	145 人	56 人	13.0 倍	51 人	5 人	
		22	1,140	828	72.6	183	168	63	13.1	49	14	
	務 補 導 員	少年警察	21	34	23	67.6	6	4	1	23.0	1	0
		22	61	45	73.8	12	12	5	9.0	5	0	
	系 小 計	21	1,075	751	69.9	175	149	57	13.2	52	5	
		22	1,201	873	72.7	195	180	68	12.8	54	14	
	技 術 系	総 合 土 木	21	72	45	62.5	16	16	8	5.6	7	1
			22	73	54	74.0	25	19	14	3.9	13	1
		建 築	21	25	18	72.0	6	5	2	9.0	2	0
			22	45	29	64.4	10	9	7	4.1	7	0
農 業		21	29	21	72.4	9	8	3	7.0	2	1	
		22	60	42	70.0	21	20	8	5.3	7	1	
水 産		21	23	18	78.3	4	4	0	-	-	-	
		22	18	14	77.8	4	4	1	14.0	1	0	
林 業		21	26	18	69.2	9	8	3	6.0	3	0	
		22	43	29	67.4	11	8	5	5.8	5	0	
畜 産		21	17	15	88.2	6	6	2	7.5	2	0	
		22	13	7	53.8	2	1	1	7.0	1	0	
園 芸		21	14	14	100.0	6	2	1	14.0	1	0	
		22	28	21	75.0	11	10	7	3.0	7	0	
農 芸 化 学		21	42	31	73.8	18	17	8	3.9	7	1	
		22	41	29	70.7	19	17	5	5.8	4	1	
心 理		21	30	24	80.0	4	4	1	24.0	1	0	
		22	49	37	75.5	12	10	4	9.3	4	0	
保 健 師	21	22	19	86.4	7	6	3	6.3	3	0		
	22	16	12	75.0	7	7	3	4.0	3	0		
管 理 系	管 理	21	46	34	73.9	5	5	2	17.0	2	0	
	22	75	70	93.3	8	8	2	35.0	2	0		
栄 養 士	21	25	21	84.0	21	18	8	2.6	8	0		
	22	29	23	79.3	23	18	9	2.6	9	0		
小 計	21	371	278	74.9	111	99	41	6.8	38	3		
	22	490	367	74.9	153	131	66	5.6	63	3		
合 計	21	1,446	1,029	71.2	286	248	98	10.5	90	8		
	22	1,691	1,240	73.3	348	311	134	9.3	117	17		

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験			競争率 B/C		選択結果	
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C	採用			辞退等	
短期 大学 卒業 程度	事務系	学校事務	21	413 人	314 人	76.0 %	59 人	47 人	21 人	15.0 倍	19 人	2 人	
			22	415	334	80.5	66	60	23	14.5	21	2	
	警察事務		21	177	124	70.1	21	20	5	24.8	4	1	
			22	207	159	76.8	21	19	9	17.7	8	1	
	小計		21	590	438	74.2	80	67	26	16.8	23	3	
			22	622	493	79.3	87	79	32	15.4	29	3	
	技術系	建築	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			22	5	1	20.0	1	1	0	-	-	-	
	機械		21	3	1	33.3	1	1	0	-	-	-	
			22	10	7	70.0	1	1	1	7.0	1	0	
	電気		21	15	11	73.3	8	8	2	5.5	2	0	
			22	16	13	81.3	9	8	2	6.5	2	0	
	学校 栄養士		21	43	41	95.3	12	12	4	10.3	4	0	
			22	23	20	87.0	4	4	1	20.0	1	0	
保育士		21	13	12	92.3	6	3	2	6.0	2	0		
		22	15	13	86.7	3	3	2	6.5	2	0		
小計		21	74	65	87.8	27	24	8	8.1	8	0		
		22	69	54	78.3	18	17	6	9.0	6	0		
合計		21	664	503	75.8	107	91	34	14.8	31	3		
		22	691	547	79.2	105	96	38	14.4	35	3		
高等 学校 卒業 程度	事務系	事務	21	454	386	85.0	151	144	50	7.7	30	20	
			22	489	425	86.9	164	155	65	6.5	42	23	
	内 一般 事務		21	287	242	84.3	102	98	24(0)	-	15	9	
			22	296	250	84.5	99	94	35(2)	-	18	17	
	学校 事務		21	109	95	87.2	38	35	20(11)	-	11	9	
			22	118	105	89.0	44	41	26(8)	-	20	6	
	警察 事務		21	58	49	84.5	11	11	6(4)	-	4	2	
			22	75	70	93.3	21	20	4(0)	-	4	0	
	小計		21	454	386	85.0	151	144	50	7.7	30	20	
			22	489	425	86.9	164	155	65	6.5	42	23	
	技術系	総合土木	21	4	4	100.0	1	1	1	4.0	1	0	
			22	12	11	91.7	7	7	3	3.7	2	1	
	水産		21	5	5	100.0	2	2	1	5.0	1	0	
			22	2	2	100.0	1	1	1	2.0	1	0	
林業		21	12	12	100.0	4	2	2	6.0	1	1		
		22	13	12	92.3	5	5	2	6.0	1	1		
小計		21	21	21	100.0	7	5	4	5.3	3	1		
		22	27	25	92.6	13	13	6	4.2	4	2		
合計		21	475	407	85.7	158	149	54	7.5	33	21		
		22	516	450	87.2	177	168	71	6.3	46	25		

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
警察官 A (男性/一般)	21	1,191 人	969 人	81.4 %	300 人	272 人	94 人	10.3 倍	75 人	19 人
	22	1,299	1,077	82.9	373	334	120	9.0	97	23
警察官 A (男性/武道指導)	21	9	8	88.9	3	3	3	2.7	3	0
	22	11	11	100.0	2	2	1	11.0	1	0
警察官 B (男性)	21	731	653	89.3	227	204	65	10.0	50	15
	22	692	621	89.7	251	238	51	12.2	43	8
警察官 A (女性)	21	240	177	73.8	45	42	13	13.6	8	5
	22	275	208	75.6	51	48	13	16.0	10	3
警察官 B (女性)	21	132	114	86.4	30	28	10	11.4	9	1
	22	134	119	88.8	31	29	6	19.8	5	1
合計	21	2,303	1,921	83.4	605	549	185	10.4	145	40
	22	2,411	2,036	84.4	708	651	191	10.7	156	35
総計	21	4,888	3,860	79.0	1,156	1,037	371	10.4	299	72
	22	5,309	4,273	80.5	1,338	1,226	434	9.8	354	80

- 注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
- 2 平成22年度に係る選択結果は、平成23年4月1日現在のものである。(大学卒業程度「管理栄養士」については、採用予定を含む。)

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成13年度以降）

事 項		年 度									
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
大 学 卒 業 程 度	(人)	(971)	(804)	(1,061)	(1,139)	(1,192)	(970)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)
	申込者数	1,506	1,246	1,567	1,625	1,766	1,405	1,258	1,395	1,446	1,691
	(人)	(749)	(572)	(802)	(850)	(923)	(753)	(664)	(736)	(751)	(873)
	受験者数	1,180	911	1,205	1,226	1,374	1,102	946	1,024	1,029	1,240
	(人)	(17)	(18)	(28)	(38)	(27)	(25)	(32)	(35)	(57)	(68)
	合格者数	53	49	63	73	63	56	62	69	98	134
(倍)	(44.1)	(31.8)	(28.6)	(22.4)	(34.2)	(30.1)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	
競争率	22.3	18.6	19.1	16.8	21.8	19.7	15.3	14.8	10.5	9.3	
(人)	(13)	(16)	(27)	(35)	(25)	(23)	(28)	(31)	(52)	(54)	
採用者数	48	41	61	67	58	53	54	63	90	117	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(908)	(961)	(827)	(763)	(661)	(502)	(400)	(384)	(590)	(622)
	申込者数	1,172	1,115	974	862	741	584	418	391	664	691
	(人)	(671)	(751)	(622)	(599)	(516)	(385)	(296)	(283)	(438)	(493)
	受験者数	900	874	748	675	579	455	312	287	503	547
	(人)	(25)	(20)	(13)	(25)	(18)	(20)	(17)	(18)	(26)	(32)
	合格者数	40	31	25	34	27	26	18	19	34	38
(倍)	(26.8)	(37.6)	(47.8)	(24.0)	(28.7)	(19.3)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	
競争率	22.5	28.2	29.9	19.9	21.4	17.5	17.3	15.1	14.8	14.4	
(人)	(23)	(16)	(13)	(21)	(18)	(17)	(15)	(14)	(23)	(29)	
採用者数	36	26	24	30	26	23	16	15	31	35	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(710)	(725)	(691)	(655)	(693)	(571)	(415)	(428)	(454)	(489)
	申込者数	760	764	739	681	709	577	421	436	475	516
	(人)	(652)	(638)	(621)	(587)	(620)	(511)	(361)	(372)	(386)	(425)
	受験者数	696	673	661	609	634	517	367	379	407	450
	(人)	(44)	(47)	(35)	(55)	(35)	(28)	(28)	(33)	(50)	(65)
	合格者数	49	51	39	57	38	30	30	33	54	71
(倍)	(14.8)	(13.6)	(17.7)	(10.7)	(17.7)	(18.3)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	
競争率	14.2	13.2	16.9	10.7	16.7	17.2	12.2	11.5	7.5	6.3	
(人)	(31)	(31)	(21)	(47)	(23)	(23)	(22)	(25)	(30)	(42)	
採用者数	35	31	25	49	26	25	24	25	33	46	
小 計	(人)	(2,589)	(2,490)	(2,579)	(2,557)	(2,546)	(2,043)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)
	申込者数	3,438	3,125	3,280	3,168	3,216	2,566	2,097	2,222	2,585	2,898
	(人)	(2,072)	(1,961)	(2,045)	(2,036)	(2,059)	(1,649)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)
	受験者数	2,776	2,458	2,614	2,510	2,587	2,074	1,625	1,690	1,939	2,237
	(人)	(86)	(85)	(76)	(118)	(80)	(73)	(77)	(86)	(133)	(165)
	合格者数	142	131	127	164	128	112	110	121	186	243
(倍)	(24.1)	(23.1)	(26.9)	(17.3)	(25.7)	(22.6)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	10.9	
競争率	19.5	18.8	20.6	15.3	20.2	18.5	14.8	14.0	10.4	9.2	
(人)	(67)	(63)	(61)	(103)	(66)	(63)	(65)	(70)	(105)	(125)	
採用者数	119	98	110	146	110	101	94	103	154	198	

事 項		年 度									
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
警 察 官	(人) 申 込 者 数	3,185	2,542	2,350	2,876	2,498	2,380	2,096	1,685	2,303	2,411
	(人) 受 験 者 数	2,774	2,224	2,042	2,487	2,164	1,986	1,723	1,373	1,921	2,036
	(人) 合 格 者 数	257	147	124	233	212	258	252	196	185	191
	(倍) 競 争 率	10.8	15.1	16.5	10.7	10.2	7.7	6.8	7.0	10.4	10.7
	(人) 採 用 者 数	215	119	93	182	176	210	196	155	145	156
合 計	(人) 申 込 者 数	6,623	5,667	5,630	6,044	5,714	4,946	4,193	3,907	4,888	5,309
	(人) 受 験 者 数	5,550	4,682	4,656	4,997	4,751	4,060	3,348	3,063	3,860	4,273
	(人) 合 格 者 数	399	278	251	397	340	370	362	317	371	434
	(倍) 競 争 率	13.9	16.8	18.5	12.6	14.0	11.0	9.2	9.7	10.4	9.8
	(人) 採 用 者 数	(67) 334	(63) 217	(61) 203	(103) 328	(66) 286	(63) 311	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354

注) ()内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成22年度職員採用選考考查実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	7 人	7 人	4 人	1.8 倍	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20 (二次)
福 祉 総 合	31	27	2	13.5	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20 (二次)
原 子 核 工 学	5	5	3	1.7	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20~21 (二次)
電 気 ・ 電 子 系	26	24	1	24.0	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20~21 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)	22	17	1	17.0	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (化 学 部 門 研 究 員)	27	22	1	22.0	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (文 書 鑑 定 部 門 研 究 員)	8	6	1	6.0	22. 6. 27 (一次) 22. 7. 20 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	16	15	5	3.0	22. 9. 26 (一次) 22. 10. 20~21 (二次)
児 童 自 立 支 援 専 門 員	10	8	1	8.0	22. 9. 26 (一次) 22. 10. 20~21 (二次)
言 語 聴 覚 士	6	6	1	6.0	22. 9. 26 (一次) 22. 10. 20~21 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	20	18	1	18.0	22. 9. 26 (一次) 22. 10. 20 (二次)
海 技 従 事 者 (技 術 職 員)	0	—	—	—	—
航 空 整 備 士	7	6	1	6.0	22. 9. 26 (一次) 22. 10. 20 (二次)
国 際 捜 査 官 (北 京 語)	13	11	1	11.0	22. 7. 11 (一次) 22. 8. 5~ 6 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 / 大 学 卒 業 程 度)	6	5	2	2.5	22. 12. 7 (一次) 23. 1. 13 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (警 察 事 務 / 短 期 大 学 卒 業 程 度)	5	5	1	5.0	22. 12. 7 (一次) 23. 1. 13 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 ・ 学 校 事 務 / 高 校 卒 業 程 度)	8	7	2	3.5	22. 12. 7 (一次) 23. 1. 13 (二次)
計	217	189	28	6.8	

第5表 平成22年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者						計	
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	病院 (人)	その他 (人)		
採用	獣医師	8						8	
	原子核工学	2						2	
	福祉総合	1						1	
	児童自立支援専門員	1						1	
	作業療法士	2						2	
	理学療法士	1						1	
	言語聴覚士	1						1	
	医師	7				6		13	
	電気・電子系	1						1	
	看護師					15		15	
	埋蔵文化財担当技術職員		1					1	
	犯罪鑑識技術職員			3				3	
	航空整備士			1				1	
	国際捜査官			1				1	
	事務（身体障害者）		1	1				2	
	海技従事者		1					1	
	小計		24	3	6	0	21	0	54
	人事交流等	部長級	2		1				3
次長級								0	
課長級				6				6	
補佐級								0	
係長（主任主査）級			1	1				2	
主事・技師級		4						4	
小計		6	1	8	0	0	0	15	
転任	部長級							0	
	次長級							0	
	課長級	1	11					12	
	補佐級	3	10					13	
	係長（主任主査）級	5	3					8	
	主事・技師級		4					4	
	小計	9	28	0	0	0	0	37	
計	39	32	14	0	21	0	106		

第6表 平成22年度職員採用状況 (22. 4. 1～23. 3. 31)

区 分		21年度 競争 試験 合格者	採用者 人	全採用 者に 占める 割合 %	採用者の任命権者別内訳							
					知 事	教 育		警 察	企 業	病 院	そ の 他	
						教 育 庁 立 校 教 育 学 校	小 ・ 中 学 校					
競 争 試 験	事 務 系	大 卒 程 度	人 57	人 50 (8)	12.2	人 49 (8)	人	人	人 1	人	人	人
		短大卒程度	26	23	5.6		4	15	4			
		高 卒 程 度	50	30	7.3	15	7	4	4			
		小 計	133	103 (8)	25.1	64 (8)	11	19	9			
	技 術 系	大 卒 程 度	41	41 (3)	10.0	41 (3)						
		短大卒程度	8	8	2.0	4		4				
		高 卒 程 度	4	3	0.7	3						
		小 計	53	52 (3)	12.7	48 (3)		4				
	警 察 官	185	165 (42)	40.1					165 (42)			
	合 計	371	320 (53)	77.9	112 (11)	11	23	174 (42)				
選 考	書 類 選 考	事 務 系		10	2.4	4	4		2			
		技 術 系		24	5.8	8			2		14	
		警 察 官		8	1.9				8			
		小 計		42	10.1	12	4		12		14	
	考 査 選 考	事 務 系		4	1.0	3	1					
		技 術 系		41	10.0	17	3				21	
		警 察 官		4	1.0				4			
		小 計		49	12.0	20	4		4		21	
	合 計		91	22.1	32	8		16		35		
	総 計	371	411 (53)	100.0	144 (11)	19	23	190 (42)		35		

※ () 内は平成 22 年度採用試験合格者のうち、平成 22 年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成22年度昇任選考実施状況

任命権者 職位又は階級		知事部局	教育委員会	警察	企業	病院	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	8	1				1	10
	次長級	11	3					14
	課長級	1	13	5				19
	小計	20	17	5	0	0	1	43
警察官	部長級			8				8
	警視			20				20
	小計			28				28
計		20	17	33	0	0	1	71

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年と比べ増加し、人員の縮小、残業の規制等といった雇用調整を実施している事業所の割合も昨年と比べると減少するなど、幾分、賃金改善の傾向が見られるものの、初任給を据え置いた事業所の割合が大学卒・高校卒とも9割を超え、ベースアップを実施した事業所も低い割合となっている。また、昨年と比べ減少したとはいえ、厳しい経営環境を背景として、雇用調整を実施している事業所の割合は依然として高い水準にあるなど、賃金抑制の基調から依然脱し切れていない状況にある。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施している給与構造改革における給料表水準の引下げなどにより、平均給与月額は前年度と比較して減少しており、さらに、冒頭でも述べたとおり、県の厳しい財政事情から、特例条例により減額して支給されている状況にある。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、特例条例による減額措置後の職員の給与は民間給与を下回っているが、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員の給与は民間給与を上回っており、また、特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合を上回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員の給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員の給与と民間給与との間の較差に見合う引下げを行うことが適当と判断した。

本年8月の人事院勧告では、官民の給与水準を年齢別にみると、30歳台までは民間の給与水準が公務を上回っているのに対し、50歳台では公務が民間を上回っている。特に50歳台後半層の平均給与額をみると、官民の給与差は拡大している傾向にあることから、当面の措置として、本年の民間給与との較差を解消するための措置を通じて、特に給与差の大きい50歳台後半層の給与水準の是正を図る必要があると判断し、その具体策については、定年延長の実施に当たって50歳台後半層の給与制度を見直すことが考えられることから、当面、50歳台後半層の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることが適当であるとされたところである。

本県においても、これと同様の傾向が見られ、また、定年延長に向けた給与制度の見直しを検討する必要があるという状況は国と同じであることから、人事院勧告と同様、50歳台後半層の給与水準を引き下げる必要があると判断した。具体的には、50歳台後半層の職員の給料及び管理職手当について一定率を乗じた額を減ずる方策を講ずることが適当である。

なお、人財確保上の観点から給与水準の引下げが適当でない医療職給料表（一）適用職員、既に定年後の給与水準として給与決定されている再任用職員、高度の専門的な知識経験を一定

期間公務において活用すること等を目的に採用された特定任期付職員及び任期付研究員については、この方策は適用しない。また、人事院勧告に準じて、行政職給料表5級以下の職員についても本年この方策は適用しない。

特別給についても、民間との較差に見合う引下げを行うことが適当と判断し、これを12月期の期末手当及び勤勉手当から差し引くこととした。

このほか、月60時間を超える時間外勤務に係る「日曜日又はこれに相当する日」の勤務の取扱いについては、県内民間企業の実態をも踏まえ、国と同様に取り扱うこととした。また、地域手当の支給割合については、給与構造改革を導入した平成19年度から平成23年度までの5年間で完成させることとしていることから、完成していない地域等については、来年度引上げを行うこととした。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改定を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて、30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引き下げるものとする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、第2号任期付研究員に適用される給料表についても、若手研究員を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

ロ 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表（一）適用職員、再任用職員、特定任期付職員並びに任期付研究員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に本年の公民較差を考慮して定めた100分の0.7を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額から減ずることとする。ただし、これによると支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の給料月額に達しない場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額まで減ずることとする。

この措置の適用を受ける職員に支給する地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、休職者の給与等について、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、管理職手当についても、同様とする。

ハ 経過措置額の取扱い

給料月額について、イの改定及びロの措置が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年宮城県条例第46号）附則第9項から第11項までの規定による給料（経過措置額）についても、医療職給料表（一）適用職員及び第2号任期付

研究員を除き、人事院勧告に準じて、引き下げることとするが、引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成19年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号俸別改定率（△0.17%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。さらに、口の措置の対象職員にあっては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額に口の措置の割合（100分の0.7）を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする。

ニ 期末手当及び勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引下げ3.95月分とする。本年度については、引下げ月数分を12月期の期末手当及び勤勉手当から差し引くこととし、平成23年度以降については、人事院勧告に準じて支給月数を定めることとする。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様とする。

ホ 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、本年4月から、労働基準法の取扱いを踏まえ、月60時間を超える時間外勤務に係る割増賃金の支給割合を引き上げたところであるが、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについて、県内民間企業の実態を調査した結果によると、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合は、67.7%となっていることから、国の取扱いに準じて、月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、来年4月1日から実施することとする。

ヘ 地域手当

給与構造改革の段階的な実施を円滑に進めるため、1級地（東京都千代田区）、2級地（大阪市）、4級地（仙台市）及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員の地域手当の支給割合について、来年4月1日から引き上げを行う。

(3) 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を併せて行う必要がある。

この年間調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）については較差相当分に係る調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、

昨年と同様の考え方にに基づき、全職員に係る民間給与との比較に基づいて算出される較差率(本年の場合、 $\Delta 0.17\%$)に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率(調整率)によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率($\Delta 0.22\%$)を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行う。

なお、ホの時間外勤務手当及びへの地域手当の改定については、来年4月1日から施行することとする。

(4) 教職員の給与

本年度においても、義務教育費国庫負担金の算定上、給料の調整額及び義務教育等教員特別手当の最高限度額の見直しが行われることとなっていることから、給料の調整額及び義務教育等教員特別手当について、他の地方公共団体との均衡を図りながら、所要の措置を講ずる必要がある。また、へき地学校等の指定基準及びへき地手当の支給基準等については、今後の関係法令の整備状況及び他の地方公共団体の動向に留意しながら適切に対応していく必要がある。

(5) 給与構造改革

イ 給与構造改革の進捗状況

本県職員の給与については、給料表水準の引下げ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映の推進等を内容とする給与構造改革に平成19年度から平成23年度までの5年間で段階的に取り組んできており、来年度においては、これまで暫定的であった地域手当の支給割合が本来の支給割合となる。

本委員会は、給与構造改革の効果の検証を引き続き行いながら、この改革を着実に進めていくこととしている。

ロ 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映については、本委員会として「個々の職員が高い士気を持って職務に精励することを確保していく上での必須条件である。」との考えを報告しているところであり、より実効あるものとしていくためには、各任命権者における運用の在り方が重要である。

給与構造改革により従来の号俸を4分割した給料表が導入され、勤務実績をより給与へ反映し易い制度へ移行されていることや、国においては、昨年4月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定や勤勉手当における成績率及び成績区分の決定等に活用するための基準が整備されたところであり、これらを踏まえ各任命権者においては、今後とも引き続き、勤務実績の給与への反映について努力されるよう求めるものである。

ハ 給与構造改革期間終了後の取組

給与構造改革は、本県においては平成 23 年度までの期間を一区切りとして取り組んできているところである。

本委員会としては、給与構造改革期間終了後の新たな諸課題に対応すべく、これまでの給与構造の見直しの趣旨を踏まえ、適切な運用が確保されるよう努めるとともに、国における公務員の高齢期の雇用問題に関連した給与水準・給与体系等の動向を注視していくこととする。

2 人事管理

(1) 新たな公務員制度に対応した人事運営

国家公務員制度については、社会経済情勢の変化に対応した国家公務員制度へと改革していくことが求められており、昨年 4 月から能力・実績に基づく人事評価制度が施行されたほか、本年 6 月には退職管理基本方針が閣議決定されるなどの改革が進められている。

また、公務員の労働基本権の在り方についての具体的な検討も進められており、公務員を巡る環境は今後大きく変化していくことが見込まれる。

地方公務員については、国家公務員とは制度・背景が異なる面があるものの、今後同様の改革が進められることが見込まれる事項が多く、また、給与制度など公務員制度に対する住民の関心も高いことから、公務員制度改革の方向性と時代の変化等を十分に見据えた上で、本県の人事管理システム全般の在り方について検討を進める必要がある。

(2) 有為な人財の確保

厳しい経済雇用情勢の中で、県民により良い行政サービスを提供していくためには、多様化・高度化する行政需要を的確に把握し、県民の信頼と期待に応えうる優れた能力、高い志と熱い想いを併せ持った有為な人財が求められている。

一般的に公務員試験の応募者数については、その時々々の経済状況等に大きく影響される傾向があるが、受験年齢人口が減少する中で高い資質を有する有為な人財を確実に確保していくためには、県の仕事の魅力を効果的に P R できる応募者確保対策が重要となる。

大学及び高等学校での説明会への参加、採用試験・業務説明会やオープンオフィスの開催などのこれまでの取組を引き続き実施するとともに、より幅広い応募者確保対策を展開することにより、民間志望者層を含む潜在的な公務員志望者層の掘り起こしに積極的に取り組む必要がある。

併せて、平成 20 年度から実施している受験上限年齢引上げによる効果を十分に検証した上で、国や他都道府県における採用試験制度の見直し動向等を見据えつつ、専門職大学院の設置等に伴う人財供給構造の変化等に対応した採用試験制度の研究・検討を進める必要がある。

(3) 人財の育成と登用

本県では、平成 18 年 3 月に策定された「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、職員一人一人が「創造性豊かで自律的に行動する職員」となることが県民へのより良い行政サービスの提供につながるという考えのもと、選択制研修を中心とした研修体系への転換や、能力開発及びキャリア形成のための人財マネジメントの導入等に取り組んできた。

地方主権型社会においては、職員が県民のニーズや課題に対応した独自の政策を企画・立案・遂行していかなければならず、そのための人財育成や能力開発がこれまで以上に重要になることから、研修制度及び人財マネジメントシステムのより一層の活用を図るとともに適切な人事配置に努める必要がある。

また、職員の能力が最大限に発揮される組織形成には、年功的な昇進管理にとらわれずに能力と実績に応じて有能な職員を登用することが重要であり、特に女性職員の登用については、近年、職員採用試験合格者に占める割合が5割前後となっていることから、職域の一層の拡大を図るとともに重点的な育成を図り、積極的に登用することが求められる。

(4) 高齢期の雇用問題への対応

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、官民ともに平成25年度以降、60歳で定年退職となる場合には公的年金が支給されず無収入となる期間が生じることとなる。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

こうした中、人事院においては、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を段階的に65歳まで延長するため、本年8月の職員の給与等に関する報告において、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示したところである。

本県としても、職員の雇用と年金支給との連携の確保は重要な課題であることから、より円滑な再任用制度等の実施に努めるとともに、国における検討状況や他の都道府県の動向に留意しつつ、多様な働き方や給与の在り方など、定年年齢の延長に向けた条件整備等について研究・検討を進める必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 非常勤職員の勤務条件

人事院は、本年8月、非常勤職員について、育児休業等を行うことができるよう、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の改正について、意見の申出を行うとともに、公務員人事管理に関する報告において、介護のための休暇の制度の導入について措置することとしている。

本県においても、今後、非常勤職員の育児休業等及び介護のための休暇の制度について、関係法令及び人事院規則の改正状況に対応し、適切に措置する必要がある。

(2) 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の使用促進

時間外勤務の縮減と年次有給休暇の使用促進を図ることは、職員の心身にわたる健康の保持、労働意欲や活力の維持、人財の育成・確保等のために重要であり、また、行政組織の機能、活力を将来にわたり維持していくためにも、継続的に取り組む必要のある重要な課題である。

任命権者においては、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的な使用促進について取組を継続しており、時間外勤務の時間数は年々減少し続け、取組の成果が見受けられる。

一方、昨年、年次有給休暇の行使状況は、一昨年とほぼ同様の状況となっており、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに一層努めていく必要がある。

本年の4月から勤務時間が短縮されたが、昨年の本委員会の報告において、勤務時間の短縮

に当たっては、時間外勤務を含めた実質的な勤務時間を短縮することが重要であり、時間外勤務の縮減については、一層の取組が必要であると言及したところである。任命権者においては、業務における合理化・効率化、管理監督者においては、職員の勤務時間や事務配分の適正な把握、個々の職員においては、事務処理の迅速化や効率化等に、より一層取り組むことが必要である。本委員会においても、勤務時間の短縮後の時間外勤務と年次有給休暇の行使状況を継続して調査し、有効な対策について検討していくこととする。

(3) 家庭生活と仕事の両立のための環境整備

少子高齢化が進展し、核家族世帯数が高い割合で推移する中で、育児や介護に責任を有する職員への理解と対応が重要であるが、早出遅出勤務・短時間勤務制度の利用は進んでおらず、育児休業等を利用する男性職員も少ない状況にある。

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、全ての任命権者が、平成 17 年に特定事業主行動計画を策定し、本年にはその結果を踏まえて新たな計画を策定しているところである。任命権者においては、この計画に基づき、今後とも、職員が家庭生活と仕事を両立できる環境づくりを一層推進する必要がある。

また、昨年のこの報告において言及していたところであるが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）が改正され、本年の 6 月 30 日から施行された。これにより、子の看護休暇の期間の拡充、短期介護休暇の新設、3 歳未満の子を養育する職員が請求した場合の所定外労働の免除の義務化、育児休暇の再度の取得等が制度化されているので、今後、制度の一層の普及と円滑な運用が行われるよう期待するものである。

(4) 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の推進

近年、心の健康の問題による休暇・休職者は高い水準で推移しており、非常に憂慮すべき状況にある。

職員が心身ともに健康な状態で職務に取り組むためには、任命権者による職員や管理監督者向けの研修会の開催や、管理監督者による職員のストレス状況の把握、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上といった予防や早期発見等の対策に合わせ、病気休職者や長期の病気休暇取得者の円滑な職場復帰や再発防止を促進することが必要である。例えば知事部局等においては、複数の精神健康管理医を置き、専門事項について、適時、指導・助言等を受けられることができる体制を整えるとともに、職場復帰に向けた試し出勤の制度の対象を、従来の病気休職に加え、長期の病気休暇に拡大するなど、意欲的な取組がなされているところである。

今後、こうした早期における措置や円滑な職務復帰・再発防止策の着実な実施に努めることが大切である。

(5) 服務規律の確保

平成 21 年度に懲戒処分を受けた職員は、前年度と比較して全体として減少しているものの、飲酒運転や、児童、生徒へのわいせつ行為など、反社会的行為と言わざるを得ない非違行為が後を絶たず、誠に遺憾である。

県民から信頼される公務運営を行っていくためには、厳正な服務規律の確保と高い公務員倫

理の保持が必要であり、こうした不祥事の背景に、職員の危機意識の欠如や、使命感・倫理観の欠落が存在することに鑑み、任命権者において、不祥事の再発の防止策を講じるとともに、管理監督者が、所属職員に対し、十分な指導・監督を行うことができるよう、適切な支援を行うことが必要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、地方公務員法の規定に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせて決定する仕組みとして、長年の経緯を経て県民の理解と支持を得ながら定着している。

本県職員は、それぞれの職場で複雑多様化する住民ニーズや課題に的確に応えるために、真摯に職務に精励し、県民生活の向上に取り組んでいる。

近年、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上が求められる中で、個々の職員が高い士気をもって困難な仕事に立ち向かうことが強く求められており、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気の維持、高揚に欠くことのできないものであり、有為な人財を確保・育成し、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、このような勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、本年の給与改定は、月例給・特別給とも昨年に続き、引下げ改定となっている。他方、昨年4月から実施されている特例条例による給与の減額措置は、当初より減額率が低減されたとはいえ、過去の減額措置と比較してもなお規模が大きく、職員の生活への影響も大きなものとなっている。こうした状況は、勧告制度の趣旨に照らし残念と言わざるを得ず、本委員会としては、早期に減額措置が解消され、人事委員会勧告に基づく給与水準が適正に確保されるよう強く望むものである。

別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年宮城県条例第46号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等

- イ 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の0.7を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。農林漁業普及指導手当の支給に当たっても、同様とすること。
- ロ イの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、イにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。
- ハ イの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、イ及びロに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
教育職給料表（一）	3級
教育職給料表（二）	3級
研究職給料表	3級
医療職給料表（二）	5級
医療職給料表（三）	5級

(3) 諸手当

イ 期末手当及び勤勉手当

(イ) 平成22年12月期以降の支給割合

a b以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

(ロ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325

月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

ロ 地域手当

地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

地 域 の 区 分		支 給 割 合
1 級 地	東京都千代田区	100分の18
2 級 地	大阪市	100分の15
4 級 地	仙台市	100分の4.5

ただし、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の地域手当の支給割合は、この表により100分の15以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、この表にかかわらず、100分の15とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

ロ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

ロ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）の改正

平成 19 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（1 の(2)の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に 1 の(2)のイに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

- (1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号。5 の(2)のイの(イ)において「平成 19 年改正条例」という。）附則第 9 項各号に掲げる職員であった者（(2), (3)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。）のうち、同項第 1 号に掲げる職員であった者 100 分の 99.62
- (2) 平成 21 年度減額改定対象職員のうち、同項第 2 号に掲げる職員であった者 100 分の 99.52
- (3) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び第 2 号任期付研究員を除く。） 100 分の 99.83

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1 の(3)のイの(ロ)及びロ、2 の(2)のロ並びに 3 の(2)のロについては、平成 23 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置

イ 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の 1 の(3)のイの(イ)、2 の(2)のイ又は 3 の(2)のイによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(イ)及び(ロ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

- (イ) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの期間において職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（当該期間に 1 の(2)を適用したとするならば給料月額の減額を受けることとなる職員及び平成 19 年改正条例附則第 9 項から第 11 項の規定による給料を支給される職員を除く。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員若しくは第 2 号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料（特例条例による減額措置前の額）、管理職手当（特例条例による減額措置前の額）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額の合計額に 100 分の 0.22 を乗じて得

た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(ロ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
公安職給料表	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から56号俸まで
	5 級	1号俸から32号俸まで
	6 級	1号俸から24号俸まで
	7 級	1号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
教育職給料表（一）	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	特2級	1号俸から48号俸まで
	3 級	1号俸から24号俸まで
教育職給料表（二）	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	特2級	1号俸から48号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
研究職給料表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで
	5 級	1号俸から4号俸まで

医療職給料表（二）	1 級	1号俸から 85号俸まで
	2 級	1号俸から 72号俸まで
	3 級	1号俸から 56号俸まで
	4 級	1号俸から 44号俸まで
	5 級	1号俸から 28号俸まで
	6 級	1号俸から 16号俸まで
	7 級	1号俸から 4号俸まで
医療職給料表（三）	1 級	1号俸から 96号俸まで
	2 級	1号俸から 80号俸まで
	3 級	1号俸から 56号俸まで
	4 級	1号俸から 44号俸まで
	5 級	1号俸から 28号俸まで
	6 級	1号俸から 8号俸まで

ロ 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、イの額の算定に関し所要の調整を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第 1，別記第 2，別記第 3 省略)

3 公平審査事務

本委員会は、本県職員並びに公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出される「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての不服申立て」の事案に係る公平審査を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。措置要求ができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。また、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も含まれる。

そして、措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

この制度の目的は、勤務条件に関する職員の要求、苦情等を適切に解決することによって勤務条件の改善と適正化を図り、職員が安んじて職務に精励し得るようにし、公務能率を増進することにある。

平成22年度における措置要求の状況は次のとおりである。

○ 県

(平成23年3月31日現在)

事 案 名	措置要求 年 月 日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び 処理経過等
平成22年(措) 第1号事案	22. 4. 14	知事部局職員	研修の受講を不当に妨害する行為の禁止	H22. 5. 26 却下

(2) 不利益処分についての不服申立て（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による不服申立てをすることができる（地方公務員法第49条、第49条の2）。

不服申立てができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職職員であり、具体的には、一般行政事務職員、教育職員、警察職員及び消防職員が該当する。

この不服申立てがなされた場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、また、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、あるいは修正する判定を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

この制度は、不服申立てがあった処分について、中立、公平かつ専門的な行政機関である人事委員会がその処分の違法性及び不当性を適正かつ迅速に審査し、職員の権利、利益の保護を図る

ことにより、処分が適正に行われ、ひいては職員に安んじて職務に精励し得るようにすることをねらいとするものである。

平成 22 年度における不服申立ての処理状況は次表のとおりである。

○ 県

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 16 年(不) 第 4 号 事 案	16. 8. 1	知 事 部 局 員 職	知 事	懲戒停職 2 月	信用失墜行為	H22. 6. 29 棄却
平成 16 年(不) 第 5 号 事 案	16. 11. 15	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	分 限 免 職	勤務実績不良 適格性欠如	審査中
平成 18 年(不) 第 3 号 事 案	18. 12. 11	知 事 部 局 員 職	知 事	懲戒減給 2 月	信用失墜行為	審査中
平成 20 年(不) 第 1 号 事 案	20. 8. 30	知 事 部 局 員 職	知 事	懲 戒 戒 告	職務専念義務 違反	H22. 4. 28 棄却
平成 20 年(不) 第 2 号 事 案	20. 10. 9	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲 戒 免 職	信用失墜行為	H22. 7. 6 棄却
平成 21 年(不) 第 1 号 事 案	21. 5. 18	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中
平成 21 年(不) 第 2 号 事 案	21. 5. 19	知 事 部 局 員 職	知 事	懲 戒 戒 告	職務専念義務 違反	H22. 4. 28 棄却
平成 21 年(不) 第 3 号 事 案	21. 10. 16	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲戒停職 9 月	信用失墜行為	審査中
平成 22 年(不) 第 1 号 事 案	22. 7. 9	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中
—	22. 7. 20	教 育 委 員 会 員 職	教 育 委 員 会	過年度通勤手当の返納		H22. 8. 26 却下

○ 市町村等

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 20 年(不) 第 3 号 事 案	20. 12. 25	受 託 団 体 員 職	受託団体の長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中
平成 22 年(不) 第 2 号 事 案	23. 1. 27	受 託 団 体 員 職	受託団体の 教育委員会	懲戒減給 1 月	信用失墜行為	審査中

(3) 職員の苦情処理について（地方公務員法第8条第1項第11号・第2項第3号関係）

地方公務員法が一部改正され、人事委員会及び公平委員会の権限として、職員の苦情を処理する事務が新たに付加されたため、平成17年4月1日から苦情相談窓口を設置している。

苦情相談を行うことができる職員とは、地方公務員法第3条に規定する一般職の職員であって、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第1項及びこれを準用する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により、地方公務員法第8条第1項第11号及び第2項第3号の規定が適用除外される企業職員及び単純労務職員を除いた職員である。

また、苦情相談は、職員個人の悩み事や不満に応じるという性質から、職員本人による申出に限るものであり、代理人や職員団体を通じての苦情相談は行うことができない。

平成22年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

（平成23年3月31日現在）

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	0	0	0
給 与 関 係	0	0	0
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	3	0	3
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	0	0
セクハラ・いじめ関係	1	1	2
そ の 他	0	0	0
合 計	4	1	5

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成23年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

(1) 市 町 村

9市（気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市）

21町 1村 計31市町村

(2) 一部事務組合

17組合

(3) 広域連合

1連合

団 体 名	団 体 名	団 体 名
(一部事務組合)		(広域連合)
石巻地区広域行政事務組合	白石市外二町組合	宮城県後期高齢者医療広域連合
仙南地域広域行政事務組合	宮城県市町村非常勤	
大崎地域広域行政事務組合	消防団員補償報償組合	
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	塩釜地区消防事務組合	
黒川地域行政事務組合	宮城県市町村職員退職手当組合	
亘理地区行政事務組合	宮城県市町村自治振興センター	
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	塩釜地区環境組合	
亘理名取共立衛生処理組合	加美郡保健医療福祉行政事務組合	
宮城東部衛生処理組合	大河原町外1市2町保健医療組合	

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき，県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定，療養の方法，補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について，審査し，裁定を行うこととされている。

なお，これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項、第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成23年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	22年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更, 規約変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校 教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更(2)	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○		
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○		
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員 労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更(2)	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
20	加美町職員組合	43.4.22	加美町	○		
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政 事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更(2), 規約変更(2), 所在地変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	22年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○		
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市			
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更	
47	みやぎ県南中核病院職員労働組合	14. 9. 17	大河原町	○		
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○		
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市			平成 21 年 4 月 名取市から登録承継

※ 公立佐沼総合病院労働組合（S57. 12. 20 登録）及び公立登米病院労働組合（H7. 3. 14 登録）については、登録を取り消した旨を H23. 1. 14 付け県公報により公示した（処分事由：登米市の病院事業については地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）が全部適用されており、地方公務員法第 53 条による職員団体の登録についての規定が適用されないため）。

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第 54 条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和 53 年 9 月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の 1 団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町 7 番 23 号	混合連合団体

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）、適用事業報告の受理（第 104 条の 2）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

平成 23 年 4 月 1 日現在

労働基準法の号別等		事業場名	
11 号	郵便又は電気通信の事業	知事部局 農林水産部	水産技術総合センター無線局
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局 総務部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部	公務研修所、公文書館、消防学校 保健環境センター、原子力センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校 農業大学校、農業大学校農産・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（無線局、漁業調査指導船「拓洋丸」、漁業調査船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部
		教育委員会	教育研修センター、特別支援教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校（寄宿舎を除く。）、支援学校（15）（寄宿舎を除く。）、高等学校（79）（分校、学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含めている。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），北部地方振興事務所栗原地域事務所栗駒ダム管理事務所，気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関，川内沢），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，捜査第二課，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（147），警備派出所（2）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

平成23年4月1日現在

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農林水産部 土木部	地方振興事務所水産漁港部（仙台、東部、気仙沼） 王城寺原補償工事事務所 土木事務所（大河原、仙台、北部、東部、気仙沼）、土木事務所地域事務所（栗原・登米）、港湾事務所（仙台塩釜、石巻）、港湾事務所支所、下水道事務所（中南部、東部）、仙台港背後地土地区画整理事務所
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	知事部局 農林水産部	漁業指導船「新宮城丸」、水産技術総合センター漁業調査指導船「拓洋丸」、漁業調査船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所（仙南、仙台、北部、東部、気仙沼）、保健福祉事務所地域事務所（栗原・登米）、仙台保健福祉事務所支所（岩沼・黒川）、中央児童相談所一時保護班、さわらび学園、精神保健福祉センター、拓桃医療療育センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎、聴覚支援学校寄宿舎、船岡支援学校寄宿舎、支援学校小牛田高等学園寄宿舎、支援学校岩沼高等学園寄宿舎
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総務部 経済商工観光部	職員寮（8） 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮（7）
官公署		企業局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第41条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	22	20	33	8	61	20	33	8	61
	21	22	37	9	68	20	38	9	67
第一種圧力容器	22	16	17	1	34	13	17	1	31
	21	16	17	1	34	13	17	1	31
ゴ ン ド ラ	22	3	2	1	6	3	2	1	6
	21	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	22	0	2	0	2	0	1	0	1
	21	0	2	0	2	0	1	0	1
計	22	39	54	10	103	36	53	10	99
	21	41	58	11	110	36	58	11	105

(注1) 本表中の「設置基数」については平成23年3月31日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成22年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第38条・88条・100条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	伝熱面積	設置届受理年月日	落成検査年月日
—	—	—	—	—	—

④ ボイラー等の廃止届の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	計
廃止届	事業場数	4	—	—	4
	基数	7	—	—	7
変更届	事業場数	—	—	1	1
	基数	—	—	1	1
休止届	事業場数	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—

（注） 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	第一種圧力容器	—
検査証書替え	ボイラー	—
	第一種圧力容器	—
	ゴンドラ	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手続きの種類	件数
解雇予告除外認定	5
継続的な宿直又は日直勤務許可	—
定期健康診断結果報告	2
衛生管理者・産業医選任報告	3

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成22年度における承認等の状況は次のとおりである。

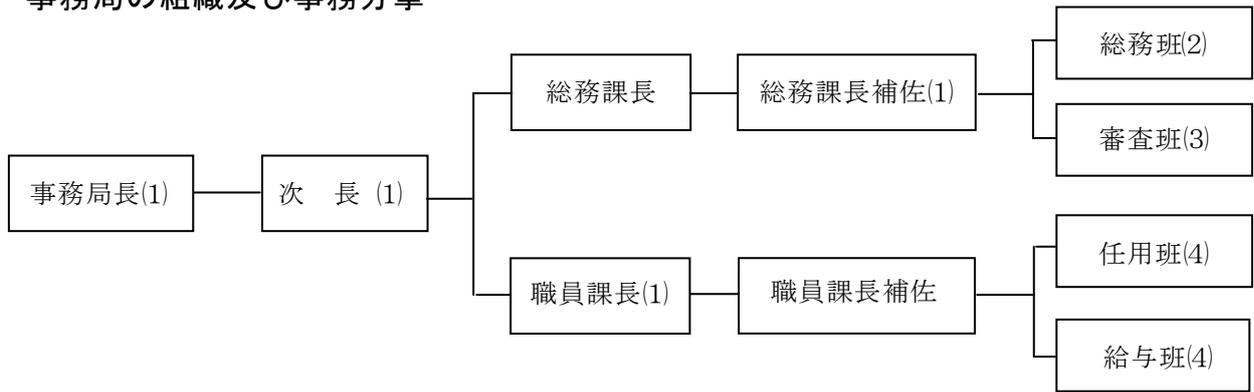
○ 週休日の振替等の承認の状況

承認年月日	対象者	対象業務	週休日の振替等期間
22. 12. 15	選挙管理委員会事務局 選挙班に勤務する職員	平成23年4月10日執行の 県議会議員選挙の選挙管理業 務及び4月24日執行の第17 回統一地方選挙の選挙管理業 務のために週休日の振替等を 命ずる場合（平成23年1月4 日から平成23年4月24日（第 17回統一地方選挙の投・開票 日）までの期間内の週休日に 勤務を命ずる場合に限る。）	勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日と する4週間前の日から当該 勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日とす る8週間後の日までの期間 内に週休日の振替等を行う ことが困難な場合に限り、 勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日とす る4週間前の日から当該勤 務することを命ずる必要が ある週休日を起算日とする 16週間後の日までの期間内
23. 3. 30	平成23年東北地方太 平洋沖地震に係る災害業 務に従事する職員	平成23年東北地方太平洋 沖地震に係る災害対応業務の ために、週休日の振替等を命 ずる場合（平成23年3月11 日以降（警察本部長が命ずる 場合は、当委員会の承認通知 後、警察本部長が所属へ通知 した日以降、教育委員会が命 ずる場合は、平成23年4月1 日以降）当分の間の週休日の 振替等命令から適用する。）	勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日と する4週間前の日から当該 勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日とす る8週間後の日までの期間 内に週休日の振替等を行う ことが困難な場合に限り、 勤務することを命ずる必要 がある週休日を起算日とす る4週間前の日から当該勤 務することを命ずる必要が ある週休日を起算日とする 16週間後の日までの期間内

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年宮城県条例第 8 号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則 9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成 22 年度において定めた特例は次のとおりである。

年月日	対象職員等	期 間	根拠規定
22. 6. 29	平成 22 年 4 月に宮城県において発生した口蹄疫に関し、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による発生都道府県の要請又は国の要請を受け、職員が家畜防疫員として派遣され、防疫業務に従事した場合において、自宅待機が必要と認められる場合	防疫業務の終了した日の翌日から起算して 7 日以内で必要と認められる期間（発生都道府県から宮城県に旅行する日、週休日及び週休日が振り替えられた日並びに休日及び他の事由により職務専念義務が免除された日を除く。）	人事委員会規則 9-1 第 1 条第 7 号
22. 7. 13	消防学校外 15 公署に勤務する職員が、当該公署の入所者等を対象とした統計法（平成 22 年法律第 18 号）第 5 条の規定により実施する国勢調査の業務に一般職の非常勤国家公務員として従事する場合	任命権者が必要と認める期間	人事委員会規則 9-1 第 1 条第 7 号

◎ 事務局の組織及び事務分掌



※括弧内は職員数。(次長は総務課長を兼務し，総務課長補佐は職員課長補佐を兼務している。)

総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他人事並びに研修に関する事 3 公印の管理に関する事 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事 5 予算，決算その他の会計事務に関する事 6 物品の管理に関する事 7 広報に関する事 8 人事委員会報の編集に関する事 9 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事 10 他の課の主管に属しない事務に関する事
審査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事 2 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに関する事 3 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事 4 職員団体に関する事 5 職員団体等の規約の認証に関する事 6 市町村及び一部事務組合の公平委員会の受託事務に関する事 7 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事 8 勤務時間その他勤務条件に関する事 9 職員の苦情の処理に関する事
任用班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事 2 人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関する事 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事 6 競争試験及び選考に関する事 7 職階制に関する事 8 研修及び勤務成績の評定についての総合的企画に関する事
給与班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事 5 職員に対する給与の支払いを監理すること